

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険と後期高齢者医療制度で、年間(24年8月1日から25年7月31日)の医療と介護の自己負担額(高額療養費などの支給がある場合は、その支給額を差し引いた負担額)を合計し、年間の自己負担限度額(下表)を超えた場合は、申請により超えた金額が高額医療・高額介護合算療養費として後から支給されます。ただし、500円以下の場合は対象となりません。

対象であると確認できた人には、25年12月に申請の案内を送付しています。詳しくは国保加入者は国民健康保険課給付担当☎(740)2006、後期高齢者医療保険加入者は県後期高齢者医療広域連合☎078(326)2023へ。

高額介護合算療養費自己負担限度額(年額)

○70歳未満の国保加入者

上位所得者(※1)	一般	住民税非課税世帯(※2)
126万円	67万円	34万円

(※1)同一世帯すべての国保加入者の基礎控除後の所得の合計額が600万円以上の世帯の人

(※2)同一世帯の世帯主とすべての国保加入者が住民税非課税世帯の人

○70歳以上の国保加入者および後期高齢者医療加入者

現役並み所得者(※3)	一般	低所得Ⅱ(※4)	低所得Ⅰ(※5)
67万円	56万円	31万円	19万円

(※3)同一世帯に「住民税課税標準額が145万円以上の70歳以上の国保と後期高齢者医療加入者(本人含む)」がいる世帯の人

(※4)同一世帯の世帯主とすべての国保加入者(後期高齢者医療加入者の場合は世帯全員)が住民税非課税世帯の人

(※5)同一世帯の世帯主とすべての国保加入者(後期高齢者医療加入者の場合は世帯全員)が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費控除を差し引いたときに0円になる世帯の人

25年度ウメ輪紋病発生状況調査結果とまん延防止対策



24年に「ウメ輪紋病」が市内で確認され、農林水産省が、加茂・久代・栄根・下加茂・寺畑・花屋敷・東久代・南花屋敷の地域を緊急防除区域に指定し、ウメやモモなどの宿主植物の区域内外への移動を制限するなど、ウメ輪紋病の撲滅に取り組んでいます。25年も5月から9月にかけて発生状況調査が行われ、その調査結果は農林水産省ホームページ(URL = http://www.maff.go.jp/)に公表されています。市では、緊急区域内で一部感染が確認されたものの、感染の拡大はありません。

また、規制対象からサクラ節(主に鑑賞用のサクラ)が除外され、農林水産省令および告示の施行日以降は移動が可能になります。しかし、引き続き緊急防除区域に指定されていますので、アブラムシの防除など、ウメ輪紋病根絶のためにご協力をお願いします。

なお、この病気は植物に感染するもので、人には感染しません。果実を食べても健康に影響はありません。詳しくは農林水産省神戸植物防疫所☎078(389)5320、県病害虫防除所☎0790(47)1222、県農業改良課☎078(362)9206、阪神農林振興事務所☎079(562)8848へ。

福祉医療費助成制度のご案内

各種健康保険の加入者(被保険者や扶養家族)で、右表の条件を満たす人に医療費の一部を助成しています。1歳未満の乳児を除き所得条件があります。

対象となる人で手続きをしていない場合は、市役所1階の医療助成・年金課医療担当で申請してください。詳しくは同担当☎(740)1108へ。

福祉医療費助成制度の対象者と所得条件

	乳幼児等医療	子ども医療	母子家庭等医療
対象	0歳～小学3年生	小学4年生～中学3年生	母(父)子家庭の親と子、父母のいない子ども(子が高校卒業(※1)まで)
所得条件	扶養義務者(両親など)の市民税所得割額(※2)の合計額が23.5万円未満の人 *0歳児は扶養義務者の所得制限はありません	母(父)など、扶養義務者の所得が192万円未満(所得は給与所得控除後の金額) (扶養親族1人につき38万円加算)	
	老人医療	重度障がい者医療(高齢) 重度障がい者医療	中程度の障がい者に対する入院医療
対象	65歳以上70歳未満の人	1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神保健福祉手帳を持つ人	3級の身体障害者手帳、B1判定の療育手帳、2級の精神保健福祉手帳を持つ人
所得条件	世帯員全員が非課税で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額(※2)の合計額が23.5万円未満の人	本人、配偶者、扶養義務者全員が非課税で、年金収入を加えた所得が80万円以下の人

(※1) 満18歳に達した日以降最初の3月31日を過ぎても、高校在学中の場合は満20歳到達月まで
(※2) 課税決定通知などに記載の市(町村)市民税所得割額 + 住宅ローン控除額 + 寄付金控除 - 19,800円 × 0～15歳の扶養人数 - 7,200円 × 16～18歳の扶養人数

子育て支援についてのアンケート調査を実施します

無作為に抽出した小学6年生までの子どもの保護者1,500人を対象としたアンケート調査票を、1月中旬に郵送します。届いた人は、ご協力をお願いします。詳しくはこども・若者政策課☎(740)1246へ。

介護保険の認定者は税控除対象の場合もあります

昭和24年1月1日以前に出生し、平成25年12月31日現在、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、25年分所得税および26年度市・県民税の「障害者控除」の対象になる場合があるので、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、24年分の認定書の申請書で「次年度以降の交付を希望する」にチェックした対象者には1月中旬に送ります。

また、おむつ代について医療費控除を2年目以降も受ける場合、要支援・要介護認定者は、申請により、主治医意見書(寝たきり度や尿失禁の有無)を確認の上、「おむつ代の医療費控除確認書」を交付します。詳しくは長寿・介護保険課☎(740)1148へ。

いざという時に役立つ救命講習会



消防本部では、いざという時に役立つ心肺蘇生法やAEDの使用法の講習会を下表のとおり開催します。

普通救命講習Ⅰ・Ⅱと実技救命講習は主に成人に対する、普通救命講習Ⅲは主に小児(乳児を含む)に対する心肺蘇生法実技講習です。また、普通救命講習Ⅱは、福祉施設職員やスポーツインストラクターなど職業上心肺停止者への応急対応を期待される人(一般も可)が対象で、実技救命講習は、救命入門コース受講済みの人が対象です。

定員は各コース先着40人。各受付開始日以降に直接同本部消防課窓口で申し込みを。詳しくは同課☎(759)9980へ。

【普通救命講習Ⅰ】(3時間講習)

開催日	講習時間	受付開始日
1月27日(月)	13:00～16:00	1月6日(月)
3月15日(土)	13:00～16:00	2月19日(水)

【普通救命講習Ⅱ】(4時間講習)

開催日	講習時間	受付開始日
1月22日(水)	13:00～17:00	受付中
2月26日(水)	13:00～17:00	2月3日(月)

【普通救命講習Ⅲ】(3時間講習)

開催日	講習時間	受付開始日
3月26日(水)	13:00～16:00	3月5日(水)

【実技救命講習】(2時間講習)

開催日	講習時間	受付開始日
2月15日(土)	13:00～15:00	1月22日(水)

*都合により開催日を変更する場合があります。

未利用地を売却

市が保有する未利用地(平野自転車駐車場跡地)を一般競争入札で売却します。実施要領などは1月17日(金)から市役所4階の管財課で配布するほか、市ホームページに掲載します。詳しくは同課☎(740)1152へ。

車いすのまま使えます自動証明写真機を設置

市役所1階の市民課前ロビーに、車いすのまま入れるバリアフリー型の自動証明写真機を設置しました。通常仕様(カラー)1シート800円で、音声案内や多言語の機能を備え、誰でも安心して使うことができます。詳しくは生活相談課☎(740)1333へ。



納期限は1月31日(金)です

○市・県民税〈第4期〉

課税については市民税課☎(740)1132へ、納付については市税収納課☎(740)1134へお問い合わせください。

○国民健康保険税〈第7期〉

○後期高齢者医療保険料〈第7期〉

○介護保険料〈第7期〉

納付は安心便利な口座振替で。市内の指定金融機関へ申し込みを。詳しくは市税収納課☎(740)1134、保険収納課☎(740)1177、長寿・介護保険課☎(740)1148へ。

1月26日に市税と保険税(料)、保育料・育成料の休日納付相談窓口を開きます

1月26日(日)午前9時半から午後4時まで、市役所1階の保険収納課☎(740)1177と長寿・介護保険課☎(740)1148、同2階の市税収納課☎(740)1134と児童保育課☎(740)1175で。

